

とちぎ農ある暮らし推進協議会設置要領

(目的)

第1条 人口減少や高齢化の著しい中山間地域において、とちぎUIJターン促進協議会と連携の上、県、市町、関係団体等が一体となって中山間地域の特徴を生かした農業モデルを創出するとともに、農ある暮らしに関心のある都市部の若者や女性が安心して移住し、農業に携われる体制を整備するため、「とちぎ農ある暮らし推進協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、前条に掲げる目的を達成するために、次の事項を所掌する。

- (1) 県域における農を基点とした移住・定住推進方策の検討に関すること。
- (2) 農ある暮らしに関する調査・研究に関すること。
- (3) 農ある暮らしに関する周知に関すること。
- (4) 農ある暮らしに関する各種施策の推進に関すること。
- (5) その他第1条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 協議会は、会長、副会長及び会員(以下「構成員」という。)をもって構成する。

- 2 会長は、県農政部農村振興課長の職にある者をもって充てる。
- 3 副会長は、県農政部農村振興課長補佐(総括)の職にある者をもって充てる。
- 4 会員は、第1条の目的に賛同する関係団体等の長又は会長が、指定した者をもって充てる。

(運営)

第4条 協議会は、会長が招集し、主宰する。

- 2 会長は、必要と認めるときは、協議会に会員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(連携)

第5条 協議会は、地域に対して、現場での実践事例の共有を図るとともに、課題解決に向けた対応策の提案を行う。

(事務局)

第6条 協議会に関する事務局は、県農政部農村振興課に置く。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和5(2023)年8月7日から施行する。